

令和5年12月20日開会
令和5年12月20日閉会

第780回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 8 0 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 8 0 回湯川村農業委員会定例総会を令和 5 年 1 2 月 2 0 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（6人）・出席推進委員（6人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	4 番	兼 子 房 男
6 番	真 壁 澄 男	7 番	中 島 仁
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（2人）・欠席推進委員（1人）

5 番	山 口 栄 子	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美		

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第 2 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 3 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 2 4 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。11 月の研修会は、山形県酒田市で少し遠かったんですが皆さんの参加を頂き、また活発な意見がありましてとても有意義な研修会だったと思います。後 12 月の農地相談会については 3 名の方が相談に来られました。それぞれ場所を分けて対応したところです。農地の相談が多くなっているようですので次回の相談会にも相談者がいらっしゃると思いますので、担当になっている委員におかれましてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の出席状況でございますが、農業委員については、5 番委員、8 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは、9 番委員より欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 6 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 780 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第 2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に 6 番委員と 7 番委員の両名にお願いいたします。

議長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第 4、議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2 ページにより、議案第 22 号を朗読。続けて 3 ページを説明。

整理番号 1 番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移
転です。譲渡人については、■■■■■にお住いの■■■■■さんと■■■■■にお住い
の■■■■■さんでお二人は姉妹であります。譲受人は、■■■■■集落の■■■■■さ
んです。申請地は大字■■■■■字■■■■■他 5 筆ありまして、合計で田 4 筆畑
2 筆です。6 筆合計の面積■■■■■㎡です。申請内容及び契約内容であります
が、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日
です。申請農地は、■■■■■集落の認定農業者が利用権設定により借り受けていた農地
ですが、今回耕作者の意向により合意解約に至りました。相続した時点から土地
所有者は、農地を処分したい意向を示されておりましたので、同集落の認定農
業者に打診があり申請に至ったものであります。譲受人は、認定農業者であり、
常時農作業に従事しております。譲受人の経営面積は■■■■■㎡でございま
して、経営農地すべてを耕作しております。また、農業機械については、トラク
ター 5 台、田植機 1 台、コンバイン 2 台、乾燥機 3 台を所有しております。申
請地の場所につきましては、4 ページに位置図、5 ページから 8 ページには公
図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。

議案第 22 号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地
法第 3 条第 2 項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんで
した。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して担当の委員からの報告をお願いします。

6 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。

(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

10番委員 議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議長 これより、議案第22号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第23号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、9ページをお開きください。議案第23号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書9ページにより朗読。10ページを説明。今回の案件は、新規が17件、再設定が18件で合計35件であります。整理番号1番の内容の詳細を説明し、最後に旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えを述べた。

議長 これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

12番委員 議案第23号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより、議案第23号農用地利用集積計画の決定についてを採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第23号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第23号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり

り決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第24号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、46ページをお開きください。議案第24号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を議案書46ページにより朗読。今回の案件につきましては2件です。47ページをお開きください。整理番号1番です。所有権の移転をする者は、福島県農業振興公社です。所有権の移転を受ける者は、■■■■集落の■■■■さんです。所有権を移転する土地は、大字■■■字■■■他1筆ございまして合計面積は■■■■㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和5年12月26日、対価は■■■■円です。公社が買い入れた代金10アールあたり■■■円に公社の規程に基づいて算出された手数料を加えた価格となっております。購入者の農業経営の状況につきましては、50ページに記載あるとおりでございます。また場所につきましては、51ページに掲載してございまして、赤色で塗られている部分が今回公社より売り渡される農地です。価格等につきましては、11月14日に農地利用調整会議を開催し、6番委員、10番委員の立ち合いの元、譲受人及び福島県農業振興公社職員で協議し決定した内容でございます。整理番号1番の説明は以上です。

続きまして、52ページをお開きください。整理番号2番です。所有権の移転をする者は、■■■■にお住いの■■■■さんです。土地所有者より昨年の秋に、高齢になり湯川村に通作するのが、厳しくなってきたため売買したい旨の申し出があり、買い入れ希望者が見つかりましたので、申請に至ったものです。所有権の移転を受ける者は、福島県農業振興公社です。所有権を移転する土地は、大字■■■字■■■の1筆ございまして面積は■■■■㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和5年12月26日、対価は■■■■円です。10アールに換算しますと■■■■円となります。対価の支払い方法は、■■■■となります。対価の支払い期限、引き渡しの時期は、いずれも令和6年2月29日となっております。なお、中間管理事業に係る手数料として1パーセントの■■■■円が対価から差し引かれて振り込まれることとなります。場所につきましては、55ページに位置図を添付してございまして、赤色で塗られている部分が今回公社に売り渡される農地です。11月14日に農地利用調整会議を開催し、8番委員、10番委員の立ち合いの元、譲渡人及び福島県農業振興公社職員1名、購入を希望されている方にお集まりいただき、協議決定した価格でございます。整理番号2番の説明は以上です。なお、議案第24号整理番号1番、2番について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしていると考えます。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし、の声)

議長 質疑が無ければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、意見を徴します。

12番委員 議案第24号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、決定したいと思います。

議長 これより議案第24号農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を採決したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第24号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を採決いたします。

議長 議案第24号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第780回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第22号 原案のとおり決定

議案第23号 原案のとおり決定

議案第24号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和5年12月20日午前10時2分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年1月23日

湯川村農業委員会

会 長

6 番 委 員

7 番 委 員